

## 1 基本的事項

### 1 目的

・地球温暖化対策推進法」といいますに基づき、地球温暖化対策計画に即して、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的

### 2 対象とする範囲

・豊能町の全ての事務・事業

### 3 対象とする温室効果ガス

・二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)・メタン(CH<sub>4</sub>)・一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)

### 4 計画期間

・令和5(2023)年度から令和12(2030)年度までの8年間

### 5 上位計画及び関連計画との位置づけ

・地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定

## 2 地球温暖化対策の現状

### 1 気候変動の影響

・人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化もたらし、既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇を観測

### 2 国際的な動向

・パリ協定が採択(2015年12月)され、平均気温の上昇を2℃高い水準を十分下回るとともに、1.5℃に抑える努力を追求

### 3 国内の動向

・首相が2050年温室効果ガス排出量実質ゼロを宣言(令和2(2020)年10月)  
 ・地球温暖化対策推進法を改正し、脱炭素社会の実現を基本理念に(令和3(2021)年6月)  
 ・国・地方脱炭素実現会議で「地域脱炭素ロードマップ」が決定(同年10月)  
 ・地球温暖化対策計画の改正が閣議決定(同年10月)

### 4 大阪府の取組み

・「大阪府地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定(令和2(2021)年3月)、令和12(2030)年度までに40%削減を目標に取組みを推進

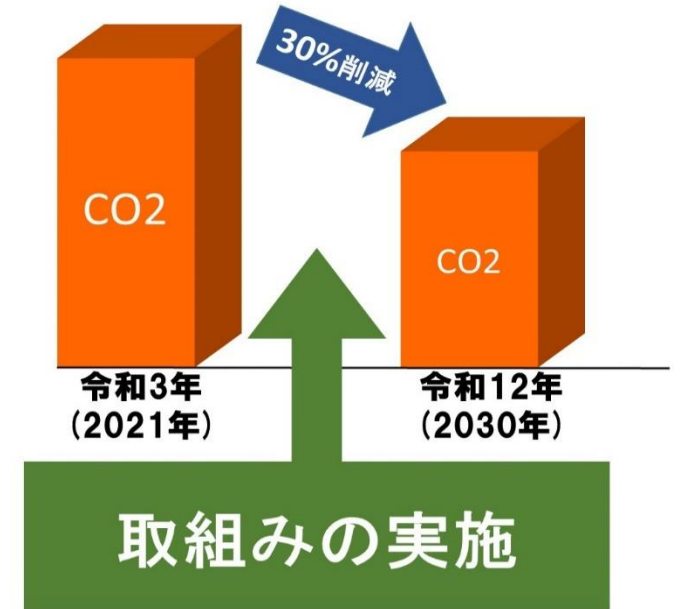
### 5 本町の取組み

・平成23(2011)年策定の「第2次実行計画」において、13.9%の温室効果ガスの削減を実施

## 3 温室効果ガスの削減目標

### ◆温室効果ガスの削減目標

令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を  
令和3(2021)年度比で30%削減



## 4 本計画の取組み

### 1 環境配慮技術の導入

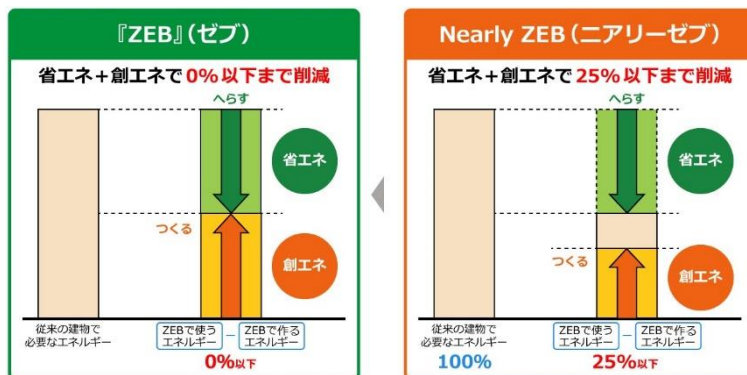
- ・町有建築物において、新築・増改築を行う際には、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギービル)化を検討するとともに、ZEB化に必要な技術の導入を積極的に検討
- ・照明や空調などの電力やガスなどのエネルギーの消費を伴う設備について、エネルギーの消費やCO<sub>2</sub>排出量の少ない設備の導入を検討
- ・公用車の買い替えの際に、電動車(EV・FCV・PHEV・HV)の導入を検討
- ・町有建築物に対し、太陽光発電設備の導入を検討
- ・「豊能町木材利用基本方針」に基づき、木材利用を推進

### 2 日常的な取組

- ・電気の使用に配慮
- ・公用車の使用に配慮
- ・灯油・ガスの使用に配慮
- ・備品等の購入・使用・廃棄にあたっての配慮
- ・水・エネルギーの使用にあたっての配慮
- ・公共施設に維持管理にあたっての配慮

### 3 その他の取組み

- ・能勢町などと共同で設立した「株式会社 能勢・豊能まちづくり」からの再生可能エネルギー比率の高い電力の供給を受ける施設の拡大、様々な施策での連携
- ・超過勤務の縮減・休暇の取得促進など職員のワークライフバランスの確保

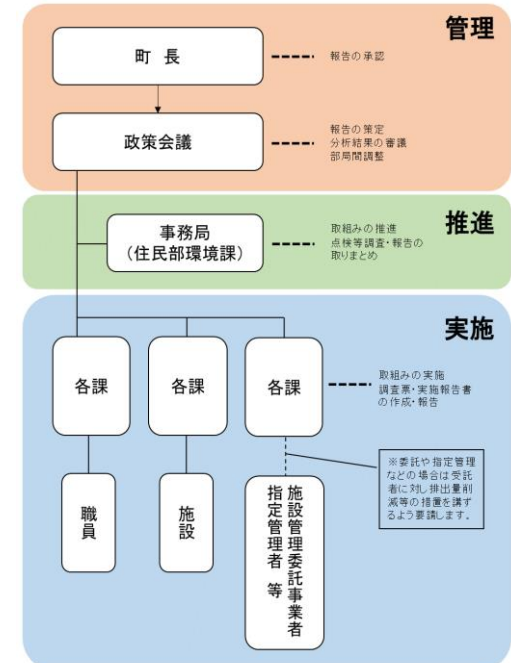


【ZEBの概要概念図】(抜粋)

## 5 対策の推進体制

・政策会議において、各課に取組みの推進の指示を行うとともに、計画の実施状況の取りまとめの報告を受け、内容等を審議、報告を策定  
 各課は毎年度取組みを実施し、その状況を事務局に報告、事務局が取りまとめ、政策会議に報告

・点検結果は、ホームページなどにより公表



【対策の推進体制概念図】